

# 事業報告

会長 安河内 肇

昨年度は、相続登記の申請義務化が始まり、総合相談センターに寄せられる相続・遺言に関する相談の割合が増加した。また、福岡法務局や県、市町村等の関係機関と協働して、相続・遺言に関する事業を実施することができた。

これらの事業を行う中で、司法書士制度の認知度向上が重要であることを再認識するとともに、多様化する相談に適切に対応できるよう、相談の質の向上を図ることが必要だと改めて感じた。

昨年度は、相続登記の申請義務化を踏まえ、市民に寄り添う法律家として行うべき5つの事業を重点事業として実施した。以下、重点事業に関連する点につき報告する。

相続登記促進事業として、相続・遺言をテーマとした市民向けのセミナー、相談会を福岡法務局との共催により令和6年11月と令和7年2月の2回実施した。また、一昨年度に引き続き、相続登記に関連するテーマで行政職員向けセミナーを開催した。加えて、テレビ、新聞、インターネット等を用いた広告を継続的に行うことで、「相続・遺言に関する業務に関わる法律専門職」としての司法書士の認知度を向上させ、総合相談センターにおける相談の増加に寄与したものと考えている。今後は総合相談センターに寄せられた相談を分析し、その傾向をつかむことで、相談事業のさらなる充実に努めたい。

県・支部の組織改革では、県会と支部との役割分担および相互の連携について組織改革対策室を中心に検討した。支部の事業執行の現状を踏まえて、支部における事業部の設置方法の見直しをはじめ、県・支部連絡協議会等で協議した。支部再編から間もなく20年を迎える。引き続き県・支部の体制について検討する。

会員の執務に関しては、司法書士行為規範に基づく執務を徹底するために事例検討型の研修会を開催した。しかし、依頼者等からの苦情や非違行為に関する申出は、毎年一定数なされている。引き続き、司法書士行為規範に基づく執務の徹底を図るとともに、会員一人一人に司法書士の使命への自覚を促していく必要がある。

簡裁訴訟代理業務、裁判書類作成業務の受任推進については、建物明渡請求事件や自己破産申立事件を題材に事例検討会を開催するとともに、一定の条件のもと、事件報酬や相談料を助成した。会員の簡裁訴訟代理業務と民事事件の裁判書類作成業務の取扱件数が減少傾向にあり、引き続き会員の裁判業務推進を図るとともに、早ければ今年度中に開始される訴状等のオンライン提出をはじめとする民事裁判IT化にも対応していかなければならない。

業務におけるデジタル化への対応については、会に提出する書類をウェブフォームを用いた提出にするなど、業務において利用されているデジタルツールを会の手続きに取り入れる試みを行った。今後も業務に必要とされるデジタルツールの情報を収集するとともに、当会の事業において利用可能なものを取り入れて手続きを簡素化していきたい。

当会は、市民に寄り添う法律家としての事業を実施し、司法書士の認知度を高めるための広報活動を行っている。今後は、それらの活動に加え、司法書士業務全般についての周知広報にも力を入れたいと考えている。

そうすることが、司法アクセスの拡充にもつながり、国民の権利擁護と公正な社会の実現に資するものと考えている。

# 総務部

総務部長 柿木高紀

## 1 定時総会について

令和6年5月25日(土)にソラリア西鉄ホテル福岡において第75回定時総会を開催した。総会の実出席者数164名、総会終了後に開催した懇親会の参加者数は来賓含め174名だった。本総会は、会員からの質疑について、再質疑を認める運用を行ったが、再質疑の際、質疑ではなく意見を述べるケースが散見された。議案に対する会員の理解を深めるための方策については、引き続き検討していく。また、新型コロナウイルス感染症流行前と比較して、総会への参加者が減少しており、多くの会員に総会に参加いただくことが今後の課題である。

## 2 事務局全般

毎週水曜日に専務理事・常務理事が参加して定期報告会を行い、職員相互の業務の理解等に努めた。また、事務局の運営に関して適宜協議の場を持つことにより、業務を適正に行い、停滞等の問題が生じないように努めた。さらに、一昨年度から常務理事を新設し専務理事と事務分掌を行った。連携不足等により支障が出ることをないように注意し、より円滑な事務局運営を行うことができた。

## 3 登録調査委員会

昨年度は、登録に疑義のある事案がなかったため、委員会の招集は行わなかった。

## 4 九B各県部長連絡協議会

令和6年9月8日に沖縄県にて同協議会が開催された。事業部ごとに意見交換を行い、総務部では、苦情の内容や件数、不祥事が発生した際の対応、総会の運営方法などについて協議した。

## 5 四県交流会

会員数が同規模の四県(神奈川県会、愛知県会、兵庫県会、当会)の執行部が集まり意見交換を行う交流会を毎年開催している。昨年度は兵庫県会が主催会となり、令和6年11月23日に兵庫県司法書士会館において開催された。総務部門と経理部門、企画部門と研修部門、広報部門と社会事業部門の3つの分科会に分かれ協議を行った。約3時間と長時間の分科会であり、充実した協議を行うことができた。

## 6 業務広告調査

情報提供のあった会員の業務広告について、規則および運用指針に基づいて、違反事実の有無の検討を行った。会員の皆様におかれましては、引き続き、規則違反の広告等を発見された場合は、当部会まで情報提供いただきたい。

## 7 研修単位未履修者への対応

令和5年度の研修単位未履修者(27名)および令和6年度の年次制研修の未履修者の

うち参加猶予の申請書の提出がなされなかった会員に対して、文書にて研修単位の取得を指導するとともに必要な措置を行った。

#### 8 選挙管理委員会

昨年度は、役員、綱紀調査委員および代議員の選挙に関する一連の手続を行った。

#### 9 規則等の改正

現状の運用や日司連からの要請等に応じて、会則をはじめとする下記規則等の改正、変更および新設作業を行った。

- (1) 福岡県司法書士会会員の業務広告に関する規則（改正）
- (2) 福岡県司法書士会司法書士の業務広告に関する運用指針（新設）
- (3) 福岡県司法書士会情報公開に関する規則（改正）
- (4) 情報公開に関する細則（改正）
- (5) 専務理事及び常務理事の手当支給に関する規則（新設）
- (6) 専務理事及び常務理事の手当支給に関する規程（新設）
- (7) 会員証及び司法書士徽章に関する規程（改正）
- (8) 福岡県司法書士会会則（変更）
- (9) 福岡県司法書士会注意勧告運用規則（改正）
- (10) 福岡県司法書士会懲戒に関する意見検討規則（改正）
- (11) 福岡県司法書士会綱紀調査委員会規則（改正）
- (12) 福岡県司法書士会苦情対応委員会規程（改正）

### 懲戒意見検討小理事会

議長 安河内 肇

当小理事会は、懲戒に関する意見検討規則に基づき、司法書士法施行規則第42条第3項または司法書士法第60条による報告に付す意見を決定するために設置されている小理事会である。

昨年度、当小理事会は、綱紀調査の結果、違反事実ありと判断された事案2件について、懲戒処分の態様について協議し、審議が終了した事案については、当会の意見を付し、日司連に事案を回付した。

### 注意勧告小理事会

Aチーム議長 浜田 啓史

Bチーム議長 丸尾 公彦

当小理事会は、会則第103条に基づき設置された委員会である。現在、当会にはAと

Bの2チームが設置され、各チーム5名で構成している。

昨年度小理事会の審議に付された事件は、合計2件であった。そのうち、量定に関する意見の審議に付された2件については、注意勧告運用規則第10条第6項の規定により注意勧告の手続を休止している。

## 綱紀調査委員会

委員長 山下 祐一

### 1 はじめに

当委員会は、会員の綱紀、品位に関する調査を行うことにより会員の綱紀を保持し、もって司法書士制度に対する国民の信頼にこたえることを使命とする。

当委員会が行う調査とは、会則第49条第2項による付託を会長から受けて、会員が司法書士法、司法書士法施行規則、日司連会則、当会会則等に違反し、または違反するおそれのある事実の存否を調査することである。

### 2 昨年度の付託件数および概要

昨年度における綱紀調査の新規付託件数（事案数）は、5件であった。

これらの事案において疑われる違反事実の概要は、以下のとおりである。

- (1) 不当誘致行為
- (2) 報酬明示義務違反

## 紛議調停委員会

委員長 野村 沙織

### 1 当委員会について

当委員会は、会則第108条に基づき設置された委員会である。会員の業務に関する紛議について、当事者間の互譲により実情に即した円満な解決を図るための調停手続を行うことを任務としており、現在は6名の委員で構成されている。

### 2 昨年度の紛議調停事件について

昨年度の申立件数は1件であり、不動産登記の事件処理に関するものであった。本件については、紛議調停規則第4条に基づき調停実施のための部会を設け、上記構成員のうち3名の委員がその任にあたった。設けた調停期日は1回であり、調停を実施した結果、合意が成立して円満な解決に至った。

## 苦情対応委員会

委員長 山 田 剛

昨年度の苦情申出の件数は22件で、対象となった依頼案件の種類と申出の主な理由は下記の表のとおりである。

この表によれば、依頼案件は、相続に関連するものや債務整理のように処理の完了までにある程度の時間を要するものが大半を占め、また、主な理由として、説明に関連するものが大半を占めていることがわかる。

ここから、依頼者やその他の関係者（以下、「依頼者等」という。）とのある程度の期間の積み重ねのなかで、依頼者等に生じた小さな不安や疑問が次第に大きくなって苦情申出に繋がったと考えられる。

このような不安や疑問が生じる大きな理由の一つとして、依頼者等が依頼案件の処理のプロセスや現在の状況を知らないことが挙げられる。

しかし、そのような不安や疑問は、司法書士が適時適切な連絡や説明を行い、依頼者等が自らの処理状況を把握できるよう可視化することによって防止できるのではないだろうか。

依頼者等は様々で、会員各位はその対応に苦心されているであろうが、自身がこれまで「行っている説明」だけに留意されるのではなく、依頼者等が「期待する説明」にも留意していただきたい。

また、業務を遂行する上では、依頼を受けた早い段階で連絡の時期や頻度などを依頼者等との間で確認しておくことも、円滑な業務の遂行に役立つのではないかと考える。

### 【依頼案件と件数】

依 頼 案 件	件数	依 頼 案 件	件数
相続登記	8	家事事件（相続関係）	2
債務整理	7	少額訴訟（賃貸借）	1
遺産承継業務	1	その他	3

### 【主な理由（複数計上）】

理 由	件数
説明がない・不十分	12
手続きが進まない	6
態度・言動	4
連絡がない・とれない	3
関係書類の返却	2
報酬について説明がない	1
その他	1

### 【過去5年の苦情申立件数】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
19件	12件	17件	18件	22件

## 事故処理委員会

委員長 松 寄 正

当委員会は、業務賠償責任保険に関する事故につき保険会社が実施する調査および審査に対し、助言・協力するために会則第78条の4の規定に基づき設置された委員会である。

昨年度の保険事故の対応案件は5件であり、会員の過失が事故の要因と思料されるものであった。会員への注意喚起を促す意味で昨年度に対応した保険事故の概要を下記のとおり紹介する。なお、下記の事例は、会員より保険事故の発生状況報告書が提出された事例であり、その全てが保険金支払いの対象となったものではないので、その点ご留意いただきたい。

- 1 支配人の登記記録の記載事項について、誤った認識により支配人選任登記を申請したことで、他の許認可等の手続に多大な損害を与えてしまった。
- 2 第三者の所有権移転仮登記が先順位に存在するにも関わらず、誤って根抵当権設定登記を申請し、依頼者に損害を与えてしまった。
- 3 事務所内で起きた水漏れにより階下の住民に損害を及ぼしてしまった。
- 4 添付した印鑑証明書の期限切れに気づかず、抵当権設定登記を申請したが、登記義務者の協力を得られず、順位を保全できない結果となってしまった。

## 司法書士推薦委員会

委員長 柿 木 高 紀

令和6年11月に全会員を対象に、会務参加に関する調査アンケートを実施した。アンケートの対象会員1,026名のうち503名から回答があり、同回答をもとに、会員に会務参加への要請を行った。また、各支部の総務部ともアンケートの回答内容を共有し、支部の会務参加の声掛けにも利用いただいた。

## 非司法書士問題対策委員会

委員長 宮 前 武 司

昨年度、下記の委員会活動を行った。

- 1 令和6年10月から11月にかけて法務局主催の非司調査が、以下の支局・出張所において延べ44名の会員の協力を得て行われた。  
(1) 不動産登記権利関係：朝倉支局、久留米支局、行橋支局

(2) 商業・法人登記関係：本局

調査に携わった会員から、アンケート形式による情報収集を行った（調査項目は非司行為が疑われると判断した理由、感想等）。以下、会員から寄せられた声の一部を掲載する。

- ・申請書は本人申請の形式をとっているが、連絡先が他士業の電話番号になっていたり、専門職でなければ難しい難易度の登記等、他士業の関与が疑われる申請が散見された。
- ・税理士法人の名前が登記申請書に入っており、堂々と非司行為が行われている案件もあった。
- ・特に商業・法人登記について、司法書士以外が申請している案件が多くあった。

2 非司行為が疑われる事案に対し問合せ文書を送付した。

3 令和6年10月25日に司法書士の業務範囲をテーマに福岡県司法書士会総合研究所司法書士法研究会主任研究員の山下祐一会員を講師として、研修会を実施した。

4 法務局での非司調査の結果を受けて、特に商業・法人登記についての非司行為が顕著であることから、広報部と連携し「会社・法人登記については司法書士へ」「これって違反なの？と思ったら当会までご相談ください」との内容のウェブ広告を実施した。

## 会館維持管理委員会

委員長 山田 恭久

当委員会は、司法書士会館の適切な利用および管理により、できる限り長く良い状態で会館を保持していくため、その具体的な対応を検討および実行するために設置された委員会である。

今年度は、屋上パラペット部分および3～5階設備スペースの塗膜防水トップコート塗替え工事を行った。

会館は、平成29年11月1日の竣工から7年が経過しており、今後外壁・防水等の補修が検討課題となる。その際、建築士などの外部委員を招聘し、長期修繕計画の妥当性や修繕の可否を検討することが必要であると思われる。

# 経 理 部

経理部長 小 山 貴美代

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行った。

- 1 令和6年度の一般会計および特別会計の予算を執行した。
- 2 令和6年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行った。
- 3 令和7年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行った。
- 4 経理部業務の改善
  - (1) 県・支部の予算編成の協議に基づき、県会予算と支部予算の均衡を図り、公益法人としての適正な予算編成を行った。
  - (2) 日々の経理処理の改善および事務処理の円滑な引継ぎのために、県・支部での経理処理の効率化および統一化を推し進めた。
  - (3) 当会の収入および支出に関する検討を行い、福岡県司法書士会旅費規程の改定ならびに委員長手当規程の設置を行った。
  - (4) 他団体と助成金の協議を行った。

## 会費減免等審査委員会

委員長 小 山 貴美代

当委員会は、会則第25条（会費の延納、減免及び返還）に基づき、会費の延納、減額または免除に関する審査を行うために、会則第53条第1項により設置された委員会であり、「会費の減免等に関する規程」および「福岡県司法書士会会費の減免等に関する細則」に則って会費の減免等の申し出に理由があるかを審査し、会長にその調査の結果を具申するものである。

会員は、傷病、災害、出産・育児により会費を納入することが困難な場合は、会費の延納、減額または免除の申請を行うことができる。

なお、経済的事情による場合は、会費の延納の申請が認められるのみである。

令和6年度は、傷病によるもの3件（内訳：減額0件、免除3件）、出産・育児によるもの14件（内訳：減額10件、免除4件）の合計17件の減免等の申請があり、16件の申し出に対して理由があるものと認め、会長に対し具申を行った。

# 企 画 部

企画部長 梅 原 健

## 1 業務推進

### (1) 日本赤十字社との共催による相続・遺言セミナー・相談会の開催

4回目となる、日本赤十字社との共催による相続・遺言セミナー、相談会を開催した。セミナーは11名の参加、相談会では10件の相談を受けた。また、災害時の相談活動についても紹介することができた。

8月31日	13:00~16:30	日本赤十字社 福岡県支部	運営・相談員 7名
-------	-------------	--------------	--------------

### (2) 会員業務支援講座

会員の業務を支援する講座を3回開催した。

11月19日	18:00~20:00	Zoom ウェビナー配信 (会館より配信) および集合型	参加者：111名
内 容：相続土地国庫帰属の活用事例について 講 師：井ノ口忠明 会員			
1月17日	16:00~17:30	Zoom ウェビナー配信 (会館より配信) および集合型	参加者：69名
内 容：民法一部改正（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について 講 師：法務省民事局参事官室担当者			
1月22日	18:00~20:00	Zoom ウェビナー配信 (会館より配信)	参加者：15名
内 容：セクシュアル・マイノリティに関する基礎知識及び当事者への法的支援について 講 師：祖父江華子 会員（愛知県会）			

## 2 会務のあり方の検討

### (1) 会員交流

会務のあり方の検討の一環として、登録年数の浅い会員を中心とした交流会を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により会員間交流が制限された令和元年～令和5年合格者を中心に参加呼びかけを行ったが、申込者が開催定員に満たず、開催中止となった。同日に研修会の開催があったことや他の事業の開催が多い時期と重なったことが、申込数が伸びなかった要因と考えられることから、次年度以降については開催時期について検討する必要がある。

### (2) デジタルツールの利用の検討

会務における作業効率アップのために利用できるデジタルツールアプリの検討を行った。具体的には、会議での発言を録音した音声データを文字起こししてその要点を拾い出すアプリやそれをさらに議事録として整理して文章作成するアプリを利用

した。概ね正確な記録を録ることができ、有用性を感じることが出来たが、一部利用料金が必要なものもあり、今後の利用についてはさらに検討を要する。

### 3 農業支援

#### (1) 道の駅でのセミナー開催

農業従事者に対する司法書士の支援を周知するために、道の駅で相続・遺言セミナーを開催した。

1月25日	13:00~14:00	三連水車の里あさくら	参加者： 20名
内 容：相続登記のすゝめ～相続登記を放置していませんか？～			
講 師：森部光一 会員			

### 4 その他

#### (1) 地域司法連絡協議会への参加

弁護士会主催の地域司法連絡協議会の令和6年度テーマが「自然災害の備えと司法、弁護士会の役割」であったことから、当会の災害対策事業の参考とするため参加した。

6月11日	18:00~20:00	ウェブ会議
参加者：澤和宏 会員		
7月24日	18:00~20:00	ウェブ会議
参加者：澤和宏 会員		
9月19日	18:00~20:00	ウェブ会議
参加者：澤和宏 会員		
12月 2日	18:00~20:00	ウェブ会議
参加者：澤和宏 会員		

## 法教育・市民法律講座推進委員会

委員長 寺 田 知 未

当委員会は、当会および支部による法教育・市民法律講座等（以下、「法律講座等」という。）の開催の円滑化・効率化を図り、もって、効果的な制度広報と法教育の推進に取り組むことを目的として活動した。

### 1 具体的活動

#### (1) 関係機関への講師派遣

関係機関から依頼を受けて会員を講師として派遣し、消費生活相談員向けの講義を行った。

7月 6日	ウェブ開催	受講者： 53名
公益社団法人全国消費生活相談員協会 九州支部研修		
「死後事務委任契約トラブル」		
講 師：末森正浩 会員		

(2) 学会・他団体シンポジウム等への参加

他団体の会議、交流会等に参加し、法教育に携わる全国の司法書士、教職員等と情報交換することができた。

6月15日	ウェブ開催
司法書士法教育ネットワーク第15回定時総会 出席者：寺田知未 会員	
9月1日	学習院大学
法と教育学会 第15回学術大会 分科会発表『「こども食堂」における法教育』 出席者：権藤優里子 会員、末森正浩 会員	
1月10日	ウェブ開催
司法書士法教育ネットワーク 賛助会員のつどい 出席者：寺田知未 会員	

(3) 法律講座等の内容の検討

県内の「こども食堂」9か所に対してインタビュー調査を行い、「こども食堂」における法教育の可能性について検討した。また、相続登記の申請義務化に関する講義依頼の増加が見込まれることから、新しい教材を作成した。

(4) 支部事業のサポート

支部からの要請を受け、法教育講座の講師として委員を派遣した。また、法律講座等に使用する教材の共有や情報交換のために開設したメーリングリストを利用し、情報共有を図った。

(5) 法教育イベントの開催

より低い年齢から法的な考え方に親しんでもらうため、子どもを対象としたイベントを開催した。

2月14日	『こどもの居場所“いろり”』 旧徳永邸	受講者：約20名
絵本で学ぼう！「きまり」は何のためにあるの？ 講師：山倉克也 会員、末森正浩 会員、権藤優里子 会員、椛島浩二 会員 運営：寺田知未 会員		
2月23日	『多世代食堂 ぎおんさんの森食堂』 府中公民館	受講者：約27名
絵本で学ぼう！「きまり」は何のためにあるの？ 講師：山倉克也 会員、末森正浩 会員、権藤優里子 会員、椛島浩二 会員 運営：小牟田毅 会員、寺田知未 会員		

## 2 法律講座等開催実績

令和6年度	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊	受講者数
	9回	4回	10回	7回	26回	7回	2,347名

※ 県会の他の部署で開催されたものは、その部署の報告に委ねる。

上記は、各支部による法律講座等の開催実績である。

## 裁判業務推進委員会

委員長 前田美穂

当委員会は、会員の裁判業務推進を目的として、昨年度、以下の事業を行った。

### 1 会員の業務推進

会員の裁判業務推進を図るために、下記のとおり、研修および事例検討会の企画・運営を行った。

9月6日	18:00~20:00	会館5階	参加者：23名
第1回裁判業務事例検討会 テーマ：建物明渡請求事件～訴訟・強制執行まで～ 講師：横尾吉隆 会員			
12月11日	18:00~20:00	会館5階	参加者：14名
第2回裁判業務事例検討会 テーマ：自己破産申立事件～消費者破産の基礎～ 講師：柿木高紀 会員			
2月12日	18:00~20:00	会館5階	参加者：14名
第3回裁判業務事例検討会 テーマ：個人再生申立事件の実務（事例を添えて） 講師：安樂兼智 会員			

また、令和6年10月の1か月間、賃貸借トラブルに関する電話相談月間を実施し、計89件の相談を受けることができた（平日のみ）。

### 2 裁判所との連絡・交渉

裁判所からの依頼に基づき、個人再生事件に関する留意事項（福岡地方裁判所本庁）、個人再生事件に関する書式の変更および破産・再生事件における官報広告掲載料・予納郵便切手改定（福岡地方裁判所小倉支部）につき会員への周知を行った。

### 3 少額事件報酬補助制度の実施

経済的利益が60万円以下の事件に対する報酬補助制度（事件番号が付いた事件に関して、2万円の追加助成を行う制度を含む）を実施した。

昨年度は、一昨年度（18件）と比して利用件数は11件であった。

No.	事件類型	申込日	支給日
1	◆原状回復費用請求排除	令和 6年 3月21日	令和 6年 5月30日
2	◆受信料請求排除	令和 6年 4月18日	令和 6年 5月30日
3	☆売買代金請求	令和 6年 4月22日 令和 6年10月 1日	令和 6年 5月30日 令和 6年10月24日
4	◆☆原状回復費用請求排除	令和 6年 5月22日 令和 6年 5月28日	令和 6年 6月 5日 令和 6年 6月 5日
5	◆☆原状回復費用請求排除	令和 6年 6月 6日 令和 6年 6月13日	令和 6年 6月28日 令和 6年 6月28日
6	◆原状回復費用請求排除	令和 6年 7月17日	令和 6年 7月31日
7	貸金返還請求	令和 6年 8月 5日	令和 6年 8月22日
8	◆家賃増額請求排除	令和 6年 8月 8日	令和 6年 9月 4日
9	債務不存在確認	令和 6年 9月25日	令和 6年10月 9日
10	貸金請求	令和 7年 2月16日	令和 7年 3月 4日
11	原状回復請求	令和 7年 2月26日	令和 7年 3月24日

※ ◆は請求排除事件、☆は追加助成を行った事件、下段は追加助成申込日および支給日

#### 4 裁判書類作成業務に関する出張相談料助成制度の実施

昨年度は、一昨年度（13件）と比して利用件数が増加した。

No.	事件類型	申込日	支給日
1	保佐開始申立	令和 6年 4月16日	令和 6年 5月30日
2	補助開始申立	令和 6年 5月 7日	令和 6年 5月30日
3	保佐開始申立	令和 6年 7月10日	令和 6年 7月24日
4	保佐開始申立	令和 6年 8月 8日	令和 6年 8月22日
5	保佐開始申立	令和 6年 8月15日	令和 6年 9月10日
6	保佐開始申立	令和 6年 9月 4日	令和 6年 9月24日
7	補助開始申立	令和 6年10月22日	令和 6年11月 7日
8	補助開始申立	令和 6年11月 1日	令和 6年11月22日
9	補助開始申立	令和 6年11月14日	令和 6年11月28日
10	後見等開始申立	令和 6年11月21日	令和 6年12月13日
11	保佐開始申立	令和 6年12月 5日	令和 6年12月24日
12	保佐開始申立	令和 7年 1月 6日	令和 7年 1月17日
13	保佐開始申立	令和 7年 1月28日	令和 7年 2月14日
14	保佐開始申立	令和 7年 1月27日	令和 7年 2月14日
15	保佐開始申立	令和 7年 3月 5日	令和 7年 3月24日
16	保佐人選任申立	令和 7年 3月 5日	令和 7年 3月26日
17	後見人等開始等申立	令和 7年 3月24日	令和 7年 4月 3日
18	後見人等開始等申立	令和 7年 3月24日	令和 7年 4月 3日

#### 5 民事法律扶助事業の推進

(1) 「令和6年度民事法律扶助の利用促進及び法テラス地方事務所との連携促進のための司法書士会担当者との意見交換会」への参加

令和6年10月4日、日司連主催による標記意見交換会へ参加し、会員の法テラスの利用促進および司法書士会と地方事務所との連携促進のための意見交換を行った。

- (2) ひとり親家庭等のためのワンストップ相談会 in 福岡  
 標記相談会に相談員を派遣し、ひとり親の抱える諸問題に関する法律相談を受けた。

1月31日	10:00~15:30	法テラス福岡（天神会場）
法テラス福岡・社会福祉法人グリーンコープ共催		
相談員：寺田知未 会員（午前）、前田美穂 会員（午後）		
司法書士が受けた相談件数：6件（午前）、2件（午後）		

- (3) 法テラス福岡との協議会  
 令和7年2月5日に法テラス福岡と協議会を開催し、情報交換および会員の法テラス利用促進についての意見交換を行った。

#### 6 裁判手続等のIT化に関する事業

日司連・紛争解決支援推進対策部・民事裁判IT化対応WT会議について、日司連より参加の募集があったが、坂田亮平理事がWTメンバーとして参加しているため、昨年度、当委員会からの参加は見送り、必要に応じて情報を提供いただいた。

#### 7 九州地方整備局との『交通事故等に基づく紛争解決業務に関する協定』に基づく交通事故処理依頼への対応

令和6年7月22日、会館において九州地方整備局担当者と協議を行った。今年度が協定の更新時期であることから、更新の必要性について協議し、当会の要望を伝えた。

## 空家等対策委員会

委員長 森部 修道

当委員会では、福岡県および各市町村等が進める空家等対策事業に関し、協議会への参加や会員派遣を通じ、各団体との協力体制を築いている。

県建築住宅センターが空き家所有者からの相談にワンストップで対応する「イエカツ事業」や、福岡県内8地区で開催された「空き家対策地区連絡会」への会員の派遣をはじめ福岡県の空き家対策に欠かせない存在となっている。

#### 1 対外的活動

##### (1) 市町村空家等対策連絡協議会への参加

空き家特措法に基づく各市町村の空家等対策協議会では、その構成員として現在、22市町村の協議会に22名の会員が参加している。

##### (2) 協定等

当委員会では、以下のとおり福岡県や市町村等との協定を締結、継続している。昨年度は、福津市と継続協定を締結した。

- ア 福岡県：相続財産管理制度の活用による空き家対策の促進に関する協定
- イ 宗像市：空家等対策推進連携協定
- ウ 北九州市：空き家活用の推進に関する協定

- エ 鞍手町 : 空家等対策に関する連携協定
- オ 県建築住宅センター
  - : 住宅情報提供推進事業に係る専門相談員の派遣に関する協定
  - : 福岡県空き家活用サポートセンターの運営に関する協定
 (イエカツ事業)
- カ 太宰府市 : 太宰府市における空家等対策に関する連携協定
- キ 福津市 : 令和6年度福津市空家関連相続人調査及び相談業務委託

(3) 専門家派遣・相談事業

- ア 福岡県空家連絡協議会
 

県内市町村の空家担当者が一堂に会する会議に参加し、財産管理人制度および司法書士の有用性を説明する登壇の機会を得た。
- イ 空き家対策地区連絡会
 

県内8地区の県土整備事務所単位で開催された地区連絡会に参加し、各市町村担当者からの質問回答や、法改正の簡単な解説を行った。
- ウ 空き家専門相談事業
 

各市町村空き家担当者等からの要望に応じ、セミナー講師および相談員としてのべ4名の会員を派遣した。
- エ イエカツ事業、住まいづくり教室事業 会員派遣
 

県建築住宅センターからの要望に応じ、セミナー講師および相談員としてのべ29名の会員を派遣した。

また、イエカツが設ける名簿への登載につき会員推薦を行った。
- オ イエカツ事業 会員紹介
 

イエカツ事業の相談者から司法書士紹介の依頼があった1件の事例に対して、空家等相談員名簿から司法書士紹介を行った。
- カ 電話相談窓口
 

常設の電話相談窓口を設け、市民や行政からの相談に対応した。相談件数は6件であった。

2 対内的活動

(1) 空家等相談員名簿

名簿および名簿掲載会員の推薦基準等を継続して対内用ホームページに掲載することで会員への周知を図った。

(2) 空家等相談員名簿掲載要件研修

空き家相談員名簿の掲載・更新要件となる研修を当委員会主催で実施することができた。

2月28日	18:00~19:30	福岡県司法書士会 (ウェブ配信)	参加者: 82名
内容: 「空家等相談員名簿」掲載に関する指定研修会 講師: 梅原健 会員、 森亜由美 会員			

3 総括

名簿登載者の協力により市町村をはじめとする各団体と連携することができた。一方で地域によっては名簿登載者の絶対数が少なく、遠方の会員が対応せざるを得ないと

いう課題も露呈した。改めて名簿登載者の増員が必要であると痛感した。

相続登記の申請義務化を含めた空き家を取り巻く法改正に伴う、市町村および市民の意識の高まりもあり、協議会や相談会への参加を通じて会員に寄せられる期待を感じた1年だった。

空き家問題については、改正空き家特措法の施行から1年が経過し、今後の運用が期待される場所である。実例の蓄積を待つ部分もあるが、委員会としても情報収集に努め、会員のみならず市町村や市民に対する情報提供を通じて、司法書士と空き家の親和性を広く理解していただくことで今後の活動につなげたい。

## 中小企業支援委員会

委員長 池田龍太

当委員会は、中小企業支援に関する事業をより充実させるべく、下記活動を行った。

### 1 セミナーへの講師派遣

9月 5日	12:10~13:40	福岡大学創業体験プログラム	参加者： 18名
内 容：創業体験プログラム（会社設立） 講 師：池田龍太 会員、櫻井麻衣 会員、土谷健太 会員			
10月10日	18:00~20:30	株式会社 ibb	参加者： 15名
内 容：ibb なでしこ塾 基礎から学ぶ経営スクール（座学） 講 師：小牟田毅 会員、櫻井麻衣 会員			
12月 5日	18:30~20:30	株式会社 ibb	参加者： 16名
内 容：ibb なでしこ塾 基礎から学ぶ経営スクール（ディスカッション） 講 師：櫻井麻衣 会員			

### 2 開業ワンストップセンターについて

#### (1) 事業の概要

本事業は、福岡市における法人設立の促進を図るため、有限責任事業組合福岡市スタートアップ支援施設運営委員会との協定に基づき、福岡市開業ワンストップセンター（以下、「OSC」という。）への相談員派遣事業を行うものである。令和6年4月1日から運営主体が前記委員会に代わったことを機に、当会が従来の事業を引き継いで本事業を行うこととなった。本事業では、法人設立希望者に対して、会社設立の各種助言、定款作成支援、オンラインによる定款認証手続および登記申請支援等の専門的なサポートを提供している。平日6時間を基本として常駐相談を実施することで、福岡市における円滑な法人設立の促進に寄与している。

年	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談件数 (件)	41	66	82	78	74	76	67	77	83	79	71	61
相談者数 (人)	27	34	43	38	39	35	33	42	43	43	42	39
設立件数 (件)	4	6	8	16	5	13	11	9	13	7	12	5

合計 相談件数 855件

合計 相談者数 458人

合計 設立件数 109件

## (2) 事業の効果

OSCが設置されているFukuoka Growth Next（以下、「FGN」という。）は、全国的に知名度の高いスタートアップ支援施設であり、当会がFGNにおいてスタートアップ設立のサポートを行うことは、福岡県内はもちろん、全国的にも商業・法人登記の手續における司法書士の認知度を向上させるために有益である。この点、前記のとおり、現在までに相当数の法人設立の実績を上げており、FGNだけでなく、FGNに関わる経済界からも高い評価を得ている。

また、OSCで設立した法人に対しても、設立後の登記手續は司法書士に相談するよう周知しており、今後、司法書士の商業・法人登記の関与率が向上することが期待できる。

## 3 関連団体との意見交換会等

今後、関連団体と連携して中小企業支援に関する相談会やセミナーを開催していくため福岡県事業承継・引継ぎ支援センターが開催する支援者会議への参加等を行った。

## 4 会員業務支援講座

3月15日	15:30~18:00	福岡県司法書士会 (ハイブリッド)	参加者： 76名
内 容：会員業務支援講座「代表取締役等住所非表示措置に関するQ&Aの解説講座」			
講 師：新保さゆり 会員（東京会）			

# 広 報 部

広報部長 木 津 圭太郎

事業計画に基づき、下記の広報活動を行った。以下、昨年度の事業計画記載の項目ごとに報告する。

## 1 相続登記の申請義務化等の広報

令和7年1月号の「福岡県だより」に相続登記の申請義務化および総合相談センターをアピールする広告を掲載した。なお、「福岡県だより」は、県内の世帯を対象に約219万部が配布された。

また、令和7年3月1日から3月31日にかけて、総合相談センターをアピールするテレビCMを放送した。加えて、2月28日にKBC「アサデス」、3月3日にFBS「めんたいワイド」およびRKB「タダイマ！」に出演し、パブリシティを実施した。

## 2 リーフレット・チラシなどの広報物制作およびその配布について

令和7年2月に開催した「相続登記はお済みですか月間」について、ポスターやチラシを制作し、各市区町村や支局出張所を含む福岡法務局に配布した。また、折に触れて福岡法務局に総合相談センターのパンフレットを持参し、福岡法務局の窓口等への備え置きを依頼した。

## 3 ウェブ広告について

令和6年度は、相続登記や賃貸借トラブル等テーマを設定してウェブ広告を実施したほか、イベントや相談会の広報にもウェブ広告を活用した。

## 4 対外用ホームページ

対外用ホームページに相談会等の情報を掲載するとともに、その広報媒体に二次元コードを掲載し、市民がより簡単に対外用ホームページへアクセスできるよう工夫し、司法書士制度や相談会の周知を図った。

## 5 マスメディアや行政、団体等との関係構築

福岡法務局と定期的に協議会を設け、セミナーや相談会を共催し、その際の広報活動について協力体制を構築し、広報活動を実施した。

また、福岡法務局とともに、相続登記の申請義務化や自筆証書遺言書保管制度、任意後見制度をアピールする紙コップを作成し、九州の高速道路のサービスエリアに合計58万7,500個備え置く準備を行った。なお、実際に備え置かれるのは、令和7年4月頃からを予定している。

## 6 会報「ふくおか」の発行

例年どおり年4回発行した。特に会員間交流の一助になればと、「会員通信」として会員の仕事を離れた趣味や活動を情報発信する企画を引き続き掲載した。

また、昨年、会員に会報を発送する際に利用していたサービスが終了したところ、後継

のサービスが会報の発送には不向きであったことや、紙で会報を発行することによる環境への影響等を考慮した結果、データのみで会報を発行することに決定し、令和7年春号から実施することとした。

# 研 修 部

研修部長 内 川 龍

令和6年4月からの相続登記の申請義務化および改正民法・不動産登記法の施行に伴い、昨年度は、Zoomを使用したライブ配信形式（以下、「ウェブ配信」という。）を中心に、会場集合形式（以下、「会場集合型」という。）や会場集合型およびウェブ配信を併用する形式（以下、「ハイブリッド型」という。）で下記研修会を開催した。

## 1 業務研修会

第1回（ウェブ配信）	令和6年 4月 5日	—	参加者： 99名
テーマ：改正犯罪収益移転防止法と司法書士の執務（DVD配信） 講師：第1部 日司連司法書士執務調査室ML／TF対策部会 第2部 日司連司法書士執務調査室マネーローンダリング・テロ資金供与対策部会室委員			
第2回（ウェブ配信）	令和6年 5月16日	—	参加者：198名
テーマ：第1部 非対面での本人確認（eKYC）と登記手続きについて 第2部 令和6年4月1日以降の不動産登記事務の取扱いについて 講師：第1部 森健太 氏（株式会社サムポローニア） 第2部 福岡県司法書士会総合研究所 不動産登記研究会			
第3回（ウェブ配信）	令和6年 8月31日	—	参加者：178名
テーマ：遺言の実務 講師：藤井伸介 弁護士（大阪弁護士会）			
第4回（ハイブリッド型）	令和6年10月25日	会館	参加者：153名
テーマ：司法書士の業務範囲 講師：福岡県司法書士会総合研究所 司法書士法研究会			
第5回（会場集合型）	令和6年11月16日	天神ビル	参加者： 83名
テーマ：第1部 生成AIの進化と司法書士の役割 約260種類の各種法人の設立根拠法と登記手続法令について 第2部 商業・法人登記制度をめぐる動向と展望 講師：第1部 神崎満治郎 氏（日司連顧問、一般社団法人商業登記倶楽部） 第2部 土手敏行 福岡法務局長			
第6回（ハイブリッド型）	令和6年12月14日	JR博多シティ	参加者： 93名
テーマ：司法書士のための医療法人実務（入門） 講師：今川嘉文 教授（龍谷大学法学部）			
第7回（ハイブリッド型）	令和7年 1月25日	社務ビル	参加者： 79名
テーマ：不動産登記訴訟における要件事実及び具体的事例における事実認定 講師：岡口基一 氏			

第8回（ウェブ配信）	令和7年 2月22日	—	参加者： 54名
テーマ：第1部 弁護士からみた 司法書士の先生に気をつけていただきたい法律改正の留意点 ～改正物権法、不登法を中心に～ 第2部 弁護士からみた 司法書士の先生に気をつけていただきたい法律改正の留意点 ～親族法、相続法を中心に～ 講師：横山宗祐 弁護士（東京弁護士会）			
第9回（ハイブリッド型）	令和7年 3月22日	会館	参加者： 23名
テーマ：第1部 これからの司法書士の業務 第2部 司法書士の職業倫理 第3部 グループディスカッション 講師：齊藤隆夫 名誉教授（桜美林大学）			

## 2 年次制研修会

開催回数	受講対象会員数 (途中退会者等除く)	受講会員数	受講率
6回	200名	189名	94.5%

## 3 九州大学司法研修講座（第1回～第5回ウェブ配信、第6回ハイブリッド）

第1回	令和6年12月19日	参加者： 46名
テーマ：所有者不明土地関係：改正民法・不動産登記法および相続土地国庫帰属法（前半） 講師：七戸克彦 教授（九州大学大学院法学研究院）		
第2回	令和6年12月26日	参加者： 31名
テーマ：所有者不明土地関係：改正民法・不動産登記法および相続土地国庫帰属法（後半） 講師：七戸克彦 教授（九州大学大学院法学研究院）		
第3回	令和7年 1月16日	参加者： 21名
テーマ：地券制度の起源に関する新たな疑問 講師：七戸克彦 教授（九州大学大学院法学研究院）		
第4回	令和7年 1月23日	参加者： 22名
テーマ：金銭所有権の帰属主体 講師：七戸克彦 教授（九州大学大学院法学研究院）		
第5回	令和7年 2月13日	参加者： 25名
テーマ：1筆の土地の一部の取得と土地全部についての処分禁止の仮処分 講師：七戸克彦 教授（九州大学大学院法学研究院）		
第6回	令和7年 2月20日	参加者： 52名
テーマ：司法書士の倫理 講師：七戸克彦 教授（九州大学大学院法学研究院）		

## 4 司法書士事務職員研修会

事務職員研修会 (ハイブリッド型)	令和7年 1月11日	会館	参加者： 95名
テーマ：第1部 中国・台湾国籍者の不動産登記チェックポイント（事例紹介を中心に） 第2部 韓国籍者の相続登記等の実務（各種証明書の解説を中心に） 講師：第1部 多伊良壮平 会員 第2部 許壮栄 会員			

5 日司連主催研修会同時配信研修会

同時配信研修会 (会場集合型)	令和7年 2月 1日	会館	参加者： 9名
テーマ：改正区分所有法 講師：法務省担当者、森本悦子 氏（法制審議会区分所有法制部会委員／日司連理事）、 瀬下義浩 氏（日本マンション管理士会連合会会長）、 北詰健太郎 氏（法制審議会区分所有法制部会対応PT副座長）、 白井聖記 氏（法制審議会区分所有法制部会対応PT委員）、 矢野道弘 氏（法制審議会区分所有法制部会対応PT委員） コーディネーター：奥西史郎 氏（法制審議会区分所有法制部会対応PT座長）			

6 L S福岡との共催研修

L S福岡共催研修 (ハイブリッド型)	令和7年 1月18日	J R博多シティ	参加者： 83名
テーマ：第1部 終活としての任意後見の活用（死後事務委任・遺言も含む。） 第2部 未成年、高齢者、障がい者の権利擁護の歴史、基本的人権の考え方 講師：第1部 勝猛一 会員（大阪会） 第2部 岩城和代 弁護士（福岡県弁護士会）			

7 令和6年度特別企画 講演会

講演会（会場集合型）	令和7年 3月 7日	天神ビル	参加者： 48名
テーマ：揺れる・・・土地への視線ー平成から令和へ 講師：寺田逸郎 氏（元最高裁判所長官）			

8 オンデマンド研修動画配信（KenTube）の利用状況

	掲載動画 総数	登録人数	年間アクセス数 (1月1日～12月31日)	動画閲覧数	ウェブ単位付与 申請件数
令和2年度	60件	644名	2,459件	1,594	—
令和3年度	70件	689名	3,954件	2,648	47件
令和4年度	81件	712名	1,787件	1,483	214件
令和5年度	92件	723名	932件	1,289	248件
令和6年度	105件	743件	—	1,351	277件

※年間アクセス数は、昨年度からのカウント方法の変更に伴い、令和6年度から項目を廃止。

新人研修委員会

委員長 奈良田 紀 幸

《登録「前」新人研修》

配属研修については、例年とは異なり2月3日から3月4日と4月1日から同月25日

までの期間に2クール制で実施した。日頃の業務で多忙を極める中、指導に当たってくださる講師の新人育成への熱意、情熱がなければ成り立たない研修制度である。感染症対策が必要な状況下で配属講師を引き受けていただき、ご指導いただいた講師にはこの場を借りて厚く御礼申し上げる。

また、配属研修前に開催した集合研修は、全2回のウェブ配信研修形式から実際に集合する形式に戻し、県会でも各分野に精通している会員にリレートーク方式で「司法書士としての可能性」を新人に伝えることに重きを置いた研修を行うとともに、社会経験の少ない新人も多いことから、ビジネスマナー研修を2時間実施した。リレートークでは初期段階の業務として「相談業務」の重要性・必要性を理解してもらうため、「司法書士の相談業務」を研修テーマとして取り上げ、「法教育」や「家事事件」、当会の重点事業でもある「相続登記」、そして社会問題への取り組みの一環としての「生活困窮者支援」についても研修テーマとして取り上げた。

更に、前述の配属研修および集合研修の終了後に、閉講式（集合研修）を開催した。

#### 《登録「後」新人研修》

登録後新人研修規程および実施要綱に基づき、平成26年度より本格的に運用を開始した。集合研修については、「司法書士の報酬の歴史」、「司法書士の倫理の研修」を開催し、司法書士制度に関する理解を深め、司法書士の担う職責を認識し、実務に直結する倫理観を養う研修を行った。また、当会をはじめとする各組織構成や懲戒処分に至るまでの手続の流れ等を解説した上で議論する内容の「司法書士の組織に関する研修」を行った。更に、新たな試みとして、最低限備えておくべき不動産登記に関する専門用語や基礎知識を解説する研修を行った。

実地型研修においては、各支部の部会・委員会へ総会翌日より次表のとおり、配属研修を行った。新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況の中で対応をいただき、各支部には、この場を借りて厚く御礼申し上げる。

令和6年度実地型研修生（免除者等を除く）の受け入れ人数

	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊
配属人数	7名	2名	7名	2名	4名	1名

なお、令和5年度実地型研修の研修生のうち、当該研修修了後、各支部および県会の部・委員会ならびにLS福岡の部員として、会務に携わっている人数は次のとおりである（各支部および県会の部・委員会ならびにLS福岡の部員を含む）。

令和5年度実地型研修生（免除者等を除く）の会務定着人数

	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊
定着人数	1名	1名	3名	2名	0名	2名

# 社会事業部

社会事業部長 有 吉 哲 也

## 1 相談事業

### (1) 司法書士の日記念相談会

「司法書士による相続・遺言相談会」として、8月3日(土)県内4会場で10時から16時の時間帯で開催した。各支部の社会事業部に会場手配、運営のご協力をいただき、全会場合計で116件の相談を受けた。

### (2) 高齢者・障がい者その家族のための成年後見相談会

LS福岡との共催で、10月12日(土)、10時～13時、博多バスターミナルで開催した。完全予約制で行い、8件の相談を受けた。昨年度は各支部の社会事業部への会場手配、運営に関する協力依頼を見送り、LS福岡と当会との協働で企画、運営を行った。今年度もLS福岡とのあいだで事業形態を検討し、実施する予定である。

### (3) 遺言相続事業

2月を「相続登記はお済みですか月間」として、遺言相続推進への取り組みを行った。月間に協力いただく会員を「賛同会員」として各事務所で相続登記に関する相談を初回無料で受けてもらうほか、総合相談センターの紹介システムで賛同会員を紹介した。ウェブ広告等による広報により、実施期間中の紹介件数は118件と、会員の事件受託に寄与したものと考えている。

### (4) 貸借借トラブルホットライン

毎週月曜日と水曜日、16時～18時の時間帯で登録相談員事務所への転送方式により電話相談を実施した。なお、昨年度は裁判業務推進委員会の企画により、10月の月曜日～金曜日を強化月間として実施した。消費生活センター等の相談機関からの紹介もあって毎回多くの電話があり、昨年度は608件(上記強化月間含む)の相談を受けている。

### (5) 総合行政相談・一日合同行政相談

九州行政評価局と連携し、福岡総合行政相談所(ソラリアステージ)および北九州総合行政相談所(小倉井筒屋)の定例相談会や一日合同行政相談所へ相談員派遣を行った。相談員のシフト等の運営については、福岡3支部および北九州支部の社会事業部の協力のもと実施している。

### (6) 福岡市市民相談室

福岡市が各区役所で実施する司法書士相談へ相談員の派遣を行った。契約主体は当会であるが、相談員の選定、シフト等については福岡3支部で行っており、13時～16時の時間帯に予約制で実施されている。

昨年度の相談件数は460件であった。

(7) スタートアップカフェ相談

福岡市の創業支援拠点として設置されている「スタートアップカフェ」において、毎週木曜18時～20時に開催されている専門家相談に相談員の派遣を行った。昨年度は計48回の相談日で、65件の相談を受けている。分野を絞った相談事業であり、起業を目指す方に司法書士が会社法務の専門家であることを知ってもらう機会としても意義あるものと考えている。

(8) 福岡市空家相談事業

令和2年度より開始した事業であり、福岡市との協定に基づき相談員の派遣を行った。月1回の予約制であり、昨年度は6回の相談日に6件の相談を受けた。

(9) 税理士会との合同相談会

税理士会との合同相談会を、11月9日(土)13時～17時、天神ビルで開催した。完全予約制で行い、21件の相談を受けた。アンケートでも満足度の高い相談会であり、今回も他士業との合同相談会としての特色が出せたものと考えている。

(10) 返済にお困りの方のための電話相談会

経済的困窮者の支援を目的として、電話相談会を開催した。青年会との共催で、会館で行い、12月1日(日)10時～16時の時間帯で3件の相談を受けた。

(11) 女性司法書士による女性のための相談会

国際女性デー(3月8日)にちなんだ活動の一環として、3月15日(土)13時～16時、会館で実施した。完全予約制で行い、5件の相談を受けた。相談者の満足度も高く、また、潜在的な需要があることを認識することができた。終了後のフォロー体制に関する課題も見つかったため、今後の開催に向けての検討を重ねたい。

(12) 新たな相談事業の開設検討

相続登記の申請義務化に対応するため、会館1階の相談室スペースを活用した新たな相談事業に関する検討を行ったが、実施には至らなかった。

2 法務局との共催による相続セミナー・無料相談会

福岡法務局との共催で相続に関する市民向けのセミナーと無料相談会を、2月15日(土)13時～16時、飯塚市中央公民館学習室で開催した。福岡法務局には会場手配と市町村向け広報を対応いただき、当会では、相談員の派遣および相談者の予約受付を行った。詳細は後記のとおりである。

2月15日	1 13:00～14:00 2 14:30～16:00	飯塚市中央公民館 学習室303	1 参加者：5名 2 相談者：4組
1 セミナー (1) 自筆証書遺言保管制度について 講 師：金城正彦 課長(福岡法務局供託課) (2) 相続・遺言の基礎知識 講 師：福田哲也 会員 2 無料相談会(面談) 相談員：4名			

### 3 相続登記推進事業への対応

所有者不明土地特措法に基づく長期相続登記等未了土地解消作業に関して、福岡法務局から相続人代表への通知書に、総合相談センターを案内するチラシを同封してもらい、相談窓口として周知を図った。また、福岡法務局との定例協議会を月に一回行い、相続登記の申請義務化へ向け、市民への周知のほか、当会と法務局が機能的な連携を図れるよう協議した。

### 4 令和6年能登半島地震のための災害時無料電話相談

令和6年1月1日に発災した能登半島地震に伴う相談事業として、日司連主催による電話相談が実施された。当会も協力単位会として毎月第2、第4金曜日の17時から20時の時間帯を担当した。本事業は令和7年3月31日をもって終了となった。相談員としてご協力いただいた会員の皆様に御礼申し上げる。

### 5 関係機関との連携の強化推進

九州行政評価局、福岡県消費者安全確保地域協議会との会議に参画し、関係団体との連携や情報共有を図った。

#### 【派遣相談会】

相談会名	日付	相談件数
行政評価局 福岡総合行政相談所	第3月・第4木曜日（休会の月あり）	129件
行政評価局 北九州総合行政相談所	第2・4金曜日（休会の月あり）	112件
行政評価局 一日合同行政相談所 （福岡、飯塚、北九州）	9月13日、20日、10月29日	35件
専団連 共同相談会 （福岡、久留米、飯塚、北九州）	6月8日、15日、22日、29日	78件
専団連 共同相談会（福岡）	9月7日	32件
専団連 共同相談会（福岡）	12月7日	33件

## 司法書士総合相談センター

センター長 山田 泉

令和6年4月1日、各支部の総合相談センターを廃止し、県会1か所に統合した。

総合相談センターの統合に伴い、司法書士紹介も県会事務局で行うこととなったが、相続登記の申請義務化の施行と重なり、慣れないなか多くの紹介依頼が寄せられ、当初は大変なことも多かった。統合から1年が経過し、現在は円滑に対応できるようになってきている。

相談員には、これまで受任できない事案を登録いただいていたが、統合に伴い、受任できる事案を登録していただくことで、紹介する側もされる側もわかりやすい運用となるように心掛けている。また、登記の事案（A事案）と登記以外の事案（B事案）に分け、B事案対応可能な相談員にもA事案での司法書士紹介ができるよう、A事案とB事案それぞれ順番に紹介していくような運用とした。

市区町村によって紹介依頼の多いところと少ないところがあるが、同じ市区町村の中では相談員間に偏りがないように、順番に紹介している。市区町村間における紹介件数の偏りについては、全て解消することはできないが、隣接市区町村の相談員を紹介するなど少しでも偏りを減らせるように工夫していきたいと考えている。

紹介システム、電話相談の件数は別記のとおりである。紹介事案では、登記手続および家事事件が全体の89%を占めており、電話相談も同様に登記手続、家事事件が多数を占めているが、民事一般事件に関する相談も多く寄せられている。

なお、主な認知経路は自治体等の公的機関、法務局、インターネット、法テラスコールセンター等となっている。

【司法書士総合相談センター】※相談員数は休止含む

令和6年度	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊 京築	全体
登録相談員数	82名	62名	124名	76名	91名	36名	471名
登録率	32.4%	43.1%	49.0%	55.5%	56.9%	52.2%	46.4%

【令和6年度月間別 紹介システム 紹介件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
全体	211	160	123	95	77	120	137	113	78	105	118	112	1,449

【令和6年度月間別 電話相談 相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
全体	368	322	246	256	197	241	277	281	229	249	219	275	3,160

## 高齢者・障がい者権利擁護委員会

委員長 下川 慎一郎

当委員会は、行政・地域包括支援センター・障がい者に関する相談支援センター、その他関係諸機関と連携協働し、ネットワークの構築や様々な形での支援を通じて高齢者・障がい者の権利擁護を図ると共に、当会および司法書士制度の周知を目指している。以下、昨年度の事業を報告する。

### 1 窓口委員の活動について

昨年度の窓口委員の活動報告は156件である。自治体により相談件数に大きな差が生じており、相談件数がない自治体では関係構築を図り、相談件数が多い自治体においては窓口委員の負担を軽減することが今後の課題と思われる。成年後見制度利用促進基本計画に基づき中核機関が設置された自治体においても窓口委員への相談および問い合わせは続いているが、今後の動向については注視が必要と思われる。また、各種会議への参加、委員就任の依頼も継続しており、司法書士の業務内容、窓口委員活動の認知度は向上していると考えている。

### 2 高齢者・障がい者その家族のための成年後見相談会の支援について

例年県内すべての地域包括支援センターへと相談会のチラシを配布してきたが、昨年度は相談会場が福岡市の一か所となったことにより、福岡市内の地域包括支援センターに絞ってチラシを配布した。チラシの配布により、相談会の広報に加えて司法書士の認知度向上にもつながっていると思われる。

### 3 聴覚障害者情報提供施設との連携について

障がい者の権利擁護として、意思疎通支援事業を利用した相談会等の実施に向けて、県内3か所の聴覚障害者情報提供施設等へと訪問し、聴覚障がい者を取り巻く環境や、司法書士業務について意見交換を行い、障がい者団体との関係構築および連携に向けて検討を行った。

## 司法福祉推進委員会

委員長 轟木 昭弘

### 1 自殺未遂者・念慮者への支援事業

自殺未遂者・念慮者への支援事業については、病院、行政機関、支援団体と連携の上、下記の通り相談員派遣を実施し、一定の成果をあげることができた。ベッドサイド法律相談については、県内の病院に対してチラシを送付するなどして広報を行った。また、自殺対策強化月間に合わせて研修会を行った。自殺総合対策大綱の見直しについては、福岡市等の自殺対策協議会に出席して情報収集等を行った。

#### 【常設相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
通年	ベッドサイド法律相談	派遣	27名	16件

#### 【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員	相談件数
6月13日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談:2件

9月28日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談: 6件	
12月12日				面談: 3件	
3月13日				面談: 2件	
7月 3日	ハローワークにおける生活・法律・ こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談: 3件	
9月27日				2名	面談: 4件
12月17日				1名	面談: 2件
3月26日				2名	面談: 5件
9月27日	こころと法律の相談会 (主催:福岡市精神保健福祉センター)	電話	2名	電話: 0件	
3月 5日				電話: 0件	

### 【研修会】

3月24日		受講者: 36名
司法書士の成年後見等業務における認知症高齢者や障がい者の希死念慮への対応に関する研修会 テーマ: 自死問題に関する解説、事例に基づくパネルディスカッション パネラー: 濱田なぎさ 会員、中村有希子 会員、吉田昭夫 会員、前田美穂 会員		

### 【外部研修会参加】

9月13日～9月15日	集合開催	
第48回日本自殺予防学会総会 テーマ: 自殺予防ー医療者として、医療機関で何ができるかー 参加者: 森部光一 会員、上野祐二 会員		

### 【外部講師派遣】

3月 1日	Zoom ウェビナー配信	依頼: 太宰府病院
令和6年度福岡県依存症医療研修 テーマ: ギャンブル障害 司法書士にできること 講師: 稲毛翔平 会員		

## 2 生活困窮者等への支援活動

12月に、年末・生活・困りごと相談会として面談・電話相談を行った。ご参加いただいた会員の皆様にはこの場を借りて御礼申し上げる。また、相談会に先立ち、生活保護を中心とした生活困窮者支援に関する研修会を開催した。

会員による生活保護同行支援について「経済的困窮者の救済支援事業」を実施し、11件の助成を行った。

### 【常設相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
通年	福津市家計相談	面談	2名	6件

### 【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員	相談件数
12月7日	「年末・生活・困りごと相談会」	面談 電話	27名 (うち電話 相談員 5名)	面談：6件 電話：15件

### 【研修会】

11月22日	集合およびウェブ開催	受講者：34名
生活困窮者支援に関する研修会（倫理） テーマ：生活保護の基礎知識 講師：川崎健一 会員		

### 【外部研修会参加】

11月9日～10日	現地およびウェブ開催	
第11回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 「地域共生支援へ広がる課題 だからこそ抱え込まずにつなごう 共にあることを 楽しみ前にすすもう」 参加者：福澤真理 会員		

- 3 更生保護施設入所者への支援  
湧金寮で開催する定期法律相談会を行った。

### 【相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
奇数月	更生保護施設での法律相談会	面談	7名	3件

## ADRセンター運営委員会

委員長 野村 沙織

### 1 ADRセンター稼働状況

昨年度は、申込相談7件、令和5年度から継続して取り扱っている事案を含め調停依頼6件（内、調停開催1件）という結果だった。

特例で利用料無料としていた令和2年度までと比べて申込相談数・調停開催数は減少したが、令和3年度以降、例年一定の利用件数がある。また、利用者アンケートの結果も高評価が多い。

現在29名の名簿登載者で事案に当たっている。しかし、当センターの調停は原則として平日に会館で行っているものの、当事者の希望によっては土日や夜間に調停を開催

したり、紛争発生地で調停を開催したりするなど、手続実施者には難しい対応をお願いするケースも多い。より多くの会員に手続実施者名簿に登載していただき、ご協力いただきたい。

【ADRセンター稼働状況】

事業年度	事 案 件 数	調 停 依 頼						な し	手 続 中
		あ り							
		調 停 開 催							
		あ り ※()は弁護士助言			な し				
		合 意	見込み なし	申込 人 取 下 げ	相手 方 離 脱	申込 人 取 下 げ	相手 方 不 応 諾		
令和2年度	33	2 (1)	1 (1)	0	0	2	14	14	0
令和3年度	14	1 (1)	1 (1)	0	0	2	3	7	0
令和4年度	15	2 (1)	0	0	0	2	0	11	0
令和5年度	11	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0	1	1	5	1
令和6年度	11	0	0	0	1 (1)	0	2	5	3
<b>総 計</b>	84	6 (4)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	7	20	42	4

2 利用促進のための広報活動

ADRセンターのリーフレット・チラシを、消費生活センターや市役所、社会福祉協議会などに足を運び、ADR手続の説明とあわせて配布を行った。また、令和7年2月25日には、福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」からの依頼で、職員に対して、ADR手続に関する研修会を開催した。どのような相談の際に当センターを紹介したらよいのか、具体的なイメージを持っていただくことで、相談機関からの紹介による問い合わせや申し込みが増えるように尽力した。

同様に、会員からも紹介が増えるように、会報への投稿を継続して行った。その結果として、近年、会員から紹介された事案が増加しており、会員のADRへの理解が広がっているように感じている。今後も、会員が紛争解決手段の一つとしてADRの利用を認識できるよう、理解を深める努力を続けたい。

3 ADR関連研修会の開催

手続実施者および調停管理者の能力担保を目的として、後記の研修会を開催した。

後記のうち、「ADR基礎研修会<調停人養成講座>」は、九Bとの共催で、福岡県内だけではなく、佐賀県・熊本県・長崎県・鹿児島県からも参加があった。

【令和6年度ADR関連研修会】

日 時	研 修 会	講 師	受講者数
令和6年10月26日 12:00~18:30 同年同月27日 10:00~17:00	ADR基礎研修会 <調停人養成講座>	細川 眞二 会員 寺田 知未 会員 山倉 克也 会員 椛島亜希子 会員	17名
令和7年 2月13日 18:00~19:30	ADR研修会（事例検討会）	原口 敏一 会員 上野 祐二 会員	8名

# 総合研究所

所長 丸 尾 公 彦

総合研究所は、司法書士の職能に関する諸制度ならびに法令について、その調査研究を恒常的に行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図ることを目的として設置されている。

昨年度は、上記趣旨に則り不動産登記研究会、商業・法人登記研究会、司法書士法研究会および憲法研究会が、事業計画ならびに会長の諮問に基づき、下記のとおり調査・研究およびそれに関連する活動を行った。

## 不動産登記研究会

主任研究員 井 手 誠

当研究会は、不動産登記法および関連法令、通達等に関する研究、意見の提言、会員への研究成果の還元を活動内容としている。昨年度は、下記活動を行った。

- 1 令和6年4月1日施行された改正不動産登記法、不動産登記規則、通達等に関するまとめを作成し、会員に情報提供した（令和6年4月10日福司総発第29号）。
- 2 令和6年4月1日以降の不動産登記事務の取扱いについて、各改正のポイント・通達・質疑事項集の対照表を作成し、会員に情報提供した（後記3の業務研修会にて使用）。
- 3 令和6年4月1日施行された改正不動産登記法、不動産登記規則等に関する業務研修会（令和6年5月16日開催）に講師2名を派遣した。
- 4 令和6年11月2日公示の「不動産登記規則等の一部を改正する省令案の概要」について、省令案の検討を行った。
- 5 九B新人研修会のカリキュラムの中で、不動産登記に関する講義（「取引立会—受託から完了まで」「相続登記手続」）へ講師2名を派遣した。

## 商業・法人登記研究会

主任研究員 小 田 真 司

昨年度は、急速に普及している電子契約および商業登記規則の改正により新たに設けられた代表取締役等住所非表示措置等について研究を行った。

電子契約については、商業・法人登記の申請における電子署名について研究したほか、商業登記の完全オンライン申請など会員の事務所における電子化をはじめとする業務効率

化の状況についてアンケートを実施し、結果を報告した。

代表取締役等住所非表示措置については、解説を作成し、昨年10月1日の施行前のタイミングで対内用ホームページに掲載した。

また、会員の実務に影響のある事項として、昨年9月2日に施行された産業競争力強化法改正に伴う租税特別措置法第80条の条項変更および、昨年12月1日に施行された改正公証手数料令第35条第1項による定款認証手数料の変更について、対内用ホームページの掲示板（総合研究所の広場）にて情報提供を行った。

社外役員に関する研究は、着手することができなかったが、社外役員の需要は増えているため、引き続き研究を行う。

## 司法書士法研究会

主任研究員 山下 祐一

当研究会は、司法書士法および関連法令等に関する分析、検討、意見の提言等を活動内容としている。

昨年度は、第4回業務研修会（令和6年10月25日）、九B新人研修会（令和7年1月12日）、および筑後支部研修会（同年3月27日）に講師を派遣した。

## 憲法研究会

主任研究員 中嶋 安雄

### 1 三権分立と国民主権に関わる「国民主権と公務員のあり方」の考察

昨年度の中間報告に引き続き、最終報告として、官邸および官邸官僚による政治支配、そして、選挙制度の小選挙区制を中心に国民主権、民主主義の実状を分析した。

### 2 外国人の人権に関わる「出入国管理法」および「技能実習生制度」の考察

昨年度の中間報告に引き続き、最終報告として、ウィシュマ・サンダマリさん死亡事件を事例研究として取り上げ、在留外国人の現状分析と改正出入国管理法の問題点を明らかにした。

難民認定制度および外国人技能実習生制度については、具体的資料を前提に両制度の問題点を明らかにした。

### 3 個人の尊重に関わる「情報とセキュリティー」を考察

インターネット上におけるプラットフォーム事業が強大化する中、個人の権利利益の保護政策と経済上の競争促進政策の相克を考察するために資料を収集した。

### 4 その他の課題研究

「学問の自由」および「信仰の自由」をテーマに、資料を収集した。また、「重要土地利用規制法」については、引き続き研究を行う。

# 特別事業対策部

部会長 安河内 肇

新規事業の立ち上げ、緊急対応、組織を横断して検討すべき事項に対応するために設置された当対策部では、昨年度以下の事業を行った。

## 成年後見制度利用促進対策室

室長 佐藤 直 幸

### 1 総括

昨年度は、令和4年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画で定められた5か年計画の3年目の年度であった。福岡県内の約3分の2の自治体で中核機関が設置された一方で、未だ中核機関を設置していない自治体もありその差が大きくなった。自治体からの要請も増加傾向にある中、依然として福岡県からの要請が非常に多く、継続して当会に対し様々な協力要請が行われた。これに対応すべく以下の事業を行った。また、定期的に行われる協議会で各自治体の進捗や各市町村の動き等を当対策室で情報共有することができた。

今年度は、高齢者・障がい者権利擁護委員会と合流しLS福岡と連携しながら、情報共有、会員に対する周知、協力要請を徹底していきたい。

### 2 家庭裁判所、他士業等との連携

福岡家庭裁判所本庁、各支部、弁護士会、社会福祉士会、福岡県、福岡県社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度利用促進基本計画に基づく動きに対応し、また各自治体との関係構築に努めた。

### 3 各市町村への委員等の派遣

#### (1) 福岡市

福岡市成年後見推進センターにおいて開催されるケース検討会議および受任調整会議への委員派遣要請に対して、対策室において委員を決定し派遣した。また、福岡市社会福祉協議会との協定に基づき、成年後見相談会へ中核機関協力会員名簿より会員を選定し相談員として派遣した。

令和6年度も福岡市における協議会である「福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会」に委員1名を派遣した。

福岡市成年後見推進センターにおいて、「ケース検討・受任調整会議」「成年後見推進センター運営会議」にそれぞれ委員を派遣した。

- (2) 行橋市、苅田町、みやこ町  
行橋・京都成年後見センターからの要請に基づく運営委員会委員、成年後見制度利用促進委員会委員および受任調整会議委員の推薦および派遣を行った。
- (3) 北九州市  
北九州市成年後見支援センターからの要請に基づく三士会協議会に会員を派遣した。
- (4) 大川市、久留米市、筑前町、柳川市、小郡市、大木町  
大川市成年後見制度利用促進計画策定委員の推薦、久留米市成年後見制度受任調整会議委員の推薦、筑前町受任調整会議委員、柳川市成年後見制度中核機関設立準備会議および小郡市成年後見制度利用促進協議会委員について、それぞれ委員の推薦依頼があったため、それぞれの推薦依頼について会員を推薦した。
- (5) 宗像市、水巻町、大野城市、筑後市、八女市、香春町、糸島市  
各自治体からの依頼に基づき運営委員会委員および協議会委員を派遣した。
- (6) 福岡県  
福岡県が実施主体となっている成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー事業に基づき開催された「市町村意見交換会」に対して、委員5名を派遣した。  
令和6年8月28日、令和7年1月21日に開催された、「福岡県成年後見制度利用促進ネットワーク会議」に委員2名を派遣した。  
厚生労働省が行う「成年後見制度利用促進体制整備研修」「権利擁護支援アドバイザー研修」に関して、福岡県からの参加要請に対し、委員4名の派遣を行った。  
福岡県から委託を受けた社会福祉士会より、「公的関与による法人後見モデル事業検討委員会」への委員派遣要請があり、要請に対して、委員1名、オブザーバー1名を派遣した。  
福岡県から委託を受けた福岡県社会福祉協議会より、「成年後見あり方検討会」への委員派遣要請があり、要請に対して、委員1名を派遣した。

#### 4 中核機関協力会員名簿の運用

中核機関から当会に対し、各種要請があった場合において、当会が、当該要請に応じ推薦または派遣する基準を定め、これらに対応するため中核機関協力会員名簿を作成し運用している。また、令和6年12月11日（水）、LS福岡との共催で「成年後見制度利用促進基本計画及び民法改正等」をテーマとする研修会を開催し、「中核機関協力会員名簿」掲載要件の認定ガイダンスとした。

##### ①成年後見人等の受任者推薦

各自治体からの後見人等候補者推薦依頼件数

**福岡市 25件 北九州市 2件 久留米市 4件 大川市 3件**

##### ②個別事案への相談員派遣

福岡市成年後見推進センターからの要請に基づき、アドバイザーとして1名を派遣した。

##### ③中核機関主催の各種相談会への相談員派遣

福岡市成年後見推進センターにおいて開催された相談会へ相談員の派遣を行った。

## 相続登記促進対策室

室長 坂田 亮平

令和6年4月1日施行の相続登記の申請義務化を受けて、相続登記の促進のために必要な司法アクセス拡充と会員の受託推進を目的とし、各部と連携し、下記事業を行った。

### 1 福岡法務局との連携事業

#### (1) 福岡法務局主催の図書館セミナーへの講師派遣

11月10日	14:00~15:15	福岡市総合図書館	参加者：約80名
内 容：司法書士による相続・遺言教室 講 師：山下由貴 会員			

#### (2) MUF G相続研究所主催の相続・遺言セミナーへの運営員派遣

MUF G相続研究所が主催し、福岡法務局が後援した標記セミナーについて、福岡法務局から要請を受けて、安河内会長がパネリストとして登壇し、室員が運営の補助を行った。

2月22日	13:00~15:00	ソラリア西鉄ホテル福岡 8階	参加者：約90名
内 容：知って得する相続登記と遺言について 司 会：山野目章夫 教授（早稲田大学法科大学院） パネリスト：土手敏行 福岡法務局長、前田幸保 公証人（筑紫公証役場） 安河内肇 会長、鈴木義弘 主任研究員（MUF G相続研究所）／弁護士			

### 2 関係機関への講師派遣

#### (1) 土地家屋調査士会（西福岡支部）

7月17日	18:00~19:00	早良区市民センター第一会議室	
内 容：相続法改正、相続人申告登記について 講 師：加勢田今春 会員			

#### (2) 森林経営管理推進に向けた森林所有者にかかる新制度等研修会

8月28日	13:00~16:00 のうち120分	中小企業振興センター202号室	
内 容：相続登記義務化、相続土地国庫帰属制度について制度の概要及び留意点 現場での課題について（グループワーク） 講 師：山倉克也 会員（相続登記義務化／13:25~14:25） 川崎寛季 会員（国庫帰属／14:30~15:30）			

(3) 福岡県空家対策連絡協議会新任者研修

9月 3日	13:30~16:30 のうち90分	吉塚合同庁舎
内 容：相続人調査について 講 師：森俊章 会員		

(4) 福岡市主催「高齢期の住まい方セミナー」

11月13日	13:00~15:00	天神ビル
内 容：相続・遺言・住まいについて 講 師：森俊章 会員		

3 行政職員向けセミナー

相続登記の申請義務化の目的を共有するために、市民のアクセスポイントとなる地方自治体の担当者向けに、相続に関するセミナーを開催した。

10月22日	13:30~15:30	福岡県司法書士会 (ウェブ開催)	参加者：103名
内 容：戸籍・登記簿の見方、相続とは、戸籍の読み方等 講 師：土谷健太 会員			

4 首長訪問

相続登記の申請義務化の目的を共有するために、会長が福岡法務局民事行政部長と共に、市民のアクセスポイントとなる地方自治体の首長を訪問し、総合相談センター等の相談窓口を案内し連携を深めた。

11月29日	15:00~15:40	大牟田市役所
出席者：安河内肇 会長、坂田亮平 理事、山下由貴 理事、竹本安伸 会員		

5 会員向け研修会の企画、運営

8月22日	18:00~20:00	福岡県司法書士会 (ウェブ配信)	申込者：130名
内 容：所有者不明土地管理人に関する研修 講 師：矢野道弘 会員(熊本県会)			
10月18日	18:00~20:00	福岡県司法書士会 (ウェブ配信)	参加者：120名
内 容：初学者向け 渉外相続登記のキホンのキ～中国・台湾を中心に～ 講 師：内川龍 会員			
11月11日	18:00~20:00	福岡県司法書士会 (ウェブ配信)	参加者：183名
内 容：相続財産清算人・不在者財産管理人に関する研修 講 師：小坂健太郎 会員、坂田亮平 会員			

## 6 管理人名簿の再作成、裁判所に対する管理人名簿の提出

令和5年4月1日改正民法施行により導入された新たな管理人（地方裁判所管轄）についても名簿作成を行い、併せて、既存の相続財産清算人・不在者財産管理人名簿と一本化することで名簿管理事務の合理化を図った。また、従来の福岡県との協定に基づく推薦だけでなく、福岡地方裁判所・家庭裁判所に対して継続的に名簿を提出するための体制を整えるため名簿の登載要件を変更し、前記5記載の研修を行い、名簿登載者を募集した。

名簿作成後に、下記日程にて裁判所に提出し、支部への周知を依頼した。

2月6日	11:00～11:20	福岡家庭裁判所
出席者：安河内肇 会長、梅原健 企画部長、坂田亮平 理事、森亜由美 会員		
2月25日	15:00～15:30	福岡地方裁判所
出席者：安河内肇 会長、梅原健 企画部長、坂田亮平 理事		

## 組織改革対策室

室長 吉田善礼

県・支部の組織改革のために必要な検討を行い、事業部・支部と連携し、下記事業を行った。

### 1 県・支部の組織改革のための検討

毎月1回、対策室会議を開催したほか、支部の組織体制に関するアンケートを実施して現状を把握するとともに、支部長に対策室会議へのオブザーバー参加を求め、組織改革に必要な検討を行った。

### 2 支部との連携

支部規則の改正を含む改革案を支部と連携して策定した。支部の事業部を各支部の実情に合わせて任意設置とすることとし、支部の事業執行を効率化するとともに、支部事業の充実に向けた取り組みを行っていくことを確認した。



【令和6年度 部会一覧表】

部会	部長	担当理事	担当理事	担当理事	副会長	専務理事	常務理事	部員									
総務部	柿木 高紀	櫻井 菜穂子			吉田 善礼	吉田 善礼		松寄 正	萬 知世	内野 朗子	宮前 武司						
経理部	小山 貴美代	西村 直樹	櫻井 菜穂子		浜田 啓史												
企画部	梅原 健	坂田 亮平	佐藤 直幸	手嶋 竜一	浜田 啓史			澤 和宏	森田 昂作	櫻木 大介	須釜 明日香	山口 くみこ					
広報部	木津 圭太郎	山下 由貴			芳司 英樹			永松 昌倫	入般 榮一	永田 和彦	金子 誠剛	鈴木 誠	山崎 史己	福田 哲也			
研修部	内川 龍	松浦 光男	西村 直樹		丸尾 公彦			福田 哲也	木崎 正亮	神田 哲郎	陣内 秀昭	鈴木 誠	井星 格充	皆尺寺 伸子			
社会事業部	有吉 哲也	山田 泉			芳司 英樹		平島 健佑	中村 有希子	高木 誠	下川 慎一郎	安樂 兼智						

【令和6年度 委員会一覧表】

所属部会	委員会	根拠	設置の目的	担当役員	委員長 主任研究員	副委員長	委員・研究員											
総務部	注意勧告小理事会A	会則第103条／注意勧告運用規則第3条			浜田 啓史	西村 直樹	小山 貴美代	山田 泉	松浦 光男									
	注意勧告小理事会B				丸尾 公彦	木津 圭太郎	櫻井 菜穂子	手嶋 竜一	山下 由貴									
	懲戒意見検討小理事会A	会則第106条の2第5項／懲戒に関する意見検討規則第2条			安河内 肇	浜田 啓史	西村 直樹	小山 貴美代	山田 泉	松浦 光男								
	懲戒意見検討小理事会B				安河内 肇	丸尾 公彦	木津 圭太郎	櫻井 菜穂子	手嶋 竜一	山下 由貴								
	選挙管理委員会	会則第28条／役員等選挙規則第7条			柿木 高紀	高瀬 啓介	井上 飛鳥 小野 彩加	矢野 公一	神野 浩一	今福 隆史	森上 恵美香							
	綱紀調査委員会	会則第48条			柿木 高紀	山下 祐一	原口 敏一 小原 俊治 及川 修平	堤 朗子	藤井 真司	江上 慎也	持田 仁子	貞松 綾子	栢田 文郎	小川 武夫	安樂 美和			
	事故処理委員会	会則第78条の4			吉田 善礼 柿木 高紀	松寄 正	平島 健佑	江島 一栄										
	紛議調停委員会	会則第108条			芳司 英樹 柿木 高紀	野村 沙織	高橋 英樹	鶴田 美里	細川 眞二	渡邊 慎一郎	梶島 亜希子							
	登録調査委員会	会則第112条																
	会館維持管理委員会	会則第53条第1項	会館の維持管理を目的とする。		吉田 善礼 平島 健佑	山田 恭久		平野 幸久	小嶋 美夏									
	非司法書士問題対策委員会	会則第53条第1項	司法書士でない者の司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ることを目的とする。		柿木 高紀	宮前 武司	内野 朗子	櫻井 菜穂子	松寄 正	萬 知世								
苦情対応委員会	会則第53条第1項	会員の業務に関する苦情の申立に対し、その円満な解決のために、会員に適切な指導および指示を与えてこれを処理することを目的とする。		柿木 高紀	山田 剛	野村 明広	寺崎 郁彦	木下 抄岐恵	萩林 和則	川浪 寿士	仲村 一真	高橋 英樹						
司法書士推薦委員会	会則第53条第1項	会務に携わる会員の増加および行政や他団体からの役職委嘱に対する会員の推薦を目的とする。		安河内 肇	柿木 高紀		小山 貴美代	梅原 健	木津 圭太郎	内川 龍	有吉 哲也							
経理部	会費減免等審査委員会	会則第53条第1項／会費の減免等に関する規程第2条		浜田 啓史	小山 貴美代		柿木 高紀											
企画部	法教育・市民法律講座推進委員会	会則第53条第1項	法教育・市民法律講座事業を推進することで、市民の法的教養を高め、予防司法を含め市民が自ら権利擁護を図っていける社会実現に寄与することを目的とする。	梅原 健	寺田 知未	榎藤 優里子	梶島 浩二	末森 正浩	小牟田 毅	山倉 克也								
	裁判業務推進委員会	会則第53条第1項	会員の裁判業務推進を目的とした事業を企画し、必要に応じて、法改正、法制度等に関する研究、提言を行うことを目的とする。	手嶋 竜一	前田 美穂	工藤 陽二	柿木 高紀	石川 智宏	柏木 祐子									
	空家等対策委員会	会則第53条第1項	市民、行政が抱える空き家空き地問題の解決に向けた助言・支援を行うとともに、行政と連携・協力し、市民の生活の安全・安心を確保するため、空家等の発生を未然防止、流通・活用等の総合的な対策の推進を目的とする。	梅原 健	森部 修道	永田 修一 鍵水 裕介	梅原 健	森 亜由美	福丸 奈々美	柳橋 儀博	早木 信行	森 俊章						
	中小企業支援委員会	会則第53条第1項	中小企業支援に関する司法書士の役割を対外的に周知し、司法書士が会社の設立、事業の拡大、経営の改善、事業承継など様々な場面で活躍できることを民間企業や他士業に知ってもらい、それらの活動を通して司法書士全体の能力を向上させることを目的とする。	坂田 亮平	池田 龍太		小牟田 毅	櫻井 麻衣	小田 真司	土谷 健太								
	総合研究所	会則第53条第1項	司法書士の職能に関する諸制度並びに法令について、その調査研究を行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図ることを目的とする。	丸尾 公彦														
	不動産登記研究会					井手 誠		江上 隆	宗 守浩	小嶋 美夏	新井 慶治	猿渡 健太郎						
	商業・法人登記研究会					小田 真司		寺崎 郁彦	森田 昂作	赤澤 由希子	矢野 公一							
	司法書士法研究会					山下 祐一		原口 智吉	土井 経世	山倉 克也								
	憲法研究会					中嶋 安雄		武田 哲幸	増田 憲之	藤本 伊久磨	津田 珠恵							
	特別事業対策部		新規事業の立ち上げ、緊急対応、組織を横断して検討すべき事項に対応することを目的とする。		安河内 肇													
	成年後見制度利用促進対策室					佐藤 直幸	安樂 美和 下川 慎一郎	内野 朗子	藤田 剛	原口 智吉								
相続登記促進対策室				安河内 肇	坂田 亮平		及川 修平	森 亜由美	加勢田 今春	土谷 健太	森 俊章	山下 由貴						
研修部	新人研修委員会	会則第53条第1項	日司連の新人研修規則で定義されている登録前の新人及び登録して間もない新人会員を対象とし、今後の司法書士制度を担う司法書士を育成すべく効果的な研修制度を確立することを目的とする。	内川 龍	奈良田 紀幸	井上 隆祐	木戸 孝充	萩 久範	櫻井 菜穂子	柳 宏幸								
社会事業部	高齢者・障がい者権利擁護委員会	会則第53条第1項	高齢者・障がい者の権利擁護のために、行政等関係諸機関と連携協働し、法律専門職として権利擁護のネットワーク構築とマネジメントの役割を担うことを目的とする。	山田 泉	下川 慎一郎		山崎 貴子	小副川 哲二	井手 一人	吉田 昭夫	谷村 健二郎	江島 滋美						
	司法福祉推進委員会	会則第53条第1項	司法書士の司法福祉分野での取り組みを推進することを目的とする。	有吉 哲也	轟木 昭弘		森部 光一	稲毛 翔平	小野 洋平	加來 英宜	山倉 克也	福澤 真理	上野 祐二					
	ADRセンター運営委員会	会則第3条／ADRセンター設置規則		芳司 英樹	野村 沙織	高橋 英樹	原口 敏一	渡邊 慎一郎	梶島 亜希子									

## 業務日誌

令和6年

[4月] 2	登録申請（1名） 変更の登録申請（1名） 登録証交付式	16	県・支部連絡協議会 支部長会 登録申請（1名）
3	福岡法務局長等ご挨拶 網紀調査小委員会	17	網紀調査小委員会
4	理事会 正副会長会	19	網紀調査小委員会
5	紛議調停手続説明 弁護士会ご挨拶 業務研修会	22	九州地方整備局との協議会
8	変更の登録申請（1名）	23	苦情対応委員会
9	網紀調査小委員会	25	組織改革対策室
10	福岡法務局ご挨拶	31	注意勧告小理事会・懲戒意見検討小理事会準備会 Bチーム 網紀調査小委員会
11	登録申請（1名）	[8月] 1	理事会
12	登録後新人研修ガイダンス	2	正副会長会 登録申請（1名） 変更の登録申請（1名） 福岡県との協議会
15	最終監査会	5	変更の登録申請（1名）
16	登録証交付式	6	福岡法務局との協議会 登録証交付式
22	支部長会	15	網紀調査小委員会
24	紛議調停委員会	16	懲戒意見検討小理事会準備会Aチーム
25	臨時正副会長会 網紀調査小委員会	19	網紀調査小委員会
26	登録証交付式	20	相続登記促進対策室 登録申請（1名） 登録証交付式 網紀調査小委員会
[5月] 7	登録申請（1名）	22	変更の登録申請（1名） 組織改革対策室
8	福岡市成年後見推進センターとの協議会	26	山口県会館見学
9	理事会 正副会長会	27	福岡県及び社会福祉士会との協議会 苦情対応委員会
10	紛議調停	30	網紀調査小委員会
14	登録申請（1名） 網紀調査小委員会	31	業務研修会 未来へつなぐ相続・寄付セミナー&無料相談会
15	網紀調査委員会正副委員長会議 登録証交付式 業務研修会	[9月] 2	変更の登録申請（1名）
16	業務研修会	3	登録証交付式 網紀調査小委員会
20	登録申請（1名）	5	理事会 正副会長会
23	臨時正副会長会 臨時理事会	10	網紀調査小委員会 懲戒意見検討小理事会Aチーム 登録申請（1名）
24	網紀調査小委員会	11	福岡県との協議会
25	第75回定時総会	12	網紀調査小委員会
28	苦情対応委員会	17	相続登記促進対策室 登録証交付式
30	網紀調査小委員会	24	苦情対応委員会
[6月] 4	福岡県との協議会 登録証交付式	25	県・支部連絡協議会
6	理事会 正副会長会	26	登録申請（1名） 網紀調査小委員会
10	代議員会	28	福岡東支部年次制研修
11	相続登記促進対策室	30	網紀調査小委員会
18	登録証交付式	[10月] 1	登録証交付式
19	網紀調査小委員会	3	理事会 正副会長会
21	登録申請（1名）	4	相続登記促進対策室
24	福岡法務局との協議会	5	福岡西支部年次制研修
27	組織改革対策室		
[7月] 3	網紀調査小委員会		
4	理事会 正副会長会		
9	相続登記促進対策室		
10	注意勧告小理事会・懲戒意見検討小理事会準備会 Aチーム		
12	登録申請（1名）		

7	網紀調査小委員会 事故処理委員会	16	九州大学司法研修講座
8	相続登記促進対策室	17	福岡県警察との協議会
11	中間監査会	18	部長会
19	福岡南支部年次制研修		県会・LS共催研修会
22	苦情対応委員会		臨時理事会
23	登録証交付式	20	LSとの協議会
24	福岡法務局との協議会	21	相続登記促進対策室
	組織改革対策室	22	登録申請（1名）
25	業務研修会	23	組織改革対策室
26	北九州支部年次制研修		登録申請（1名）
28	公嘱協会との協議会		九州大学司法研修講座
31	登録申請（1名）	25	業務研修会
		27	網紀調査委員会
		29	網紀調査委員会
			登録申請（1名）
[11月]	5 登録証交付式	30	福岡県社会福祉協議会との協議会
	6 網紀調査小委員会		
	7 理事会		
	正副会長会	[2月]	4 合同交付金会議
9	筑後支部・筑豊支部年次制研修		登録証交付式
12	LSとの協議会	5	法テラスとの協議会
	変更の登録申請（1名）	6	理事会
	相続登記促進対策室		正副会長会
13	網紀調査小委員会	7	部長会
16	業務研修会	13	九州大学司法研修講座
18	登録申請（1名）	15	『トウキョネと学ぶ！遺言・相続のはなし』セミナー& 相談会
	公嘱協会との協議会	18	相続登記促進対策室
19	登録申請（1名）		登録証交付式
	網紀調査小委員会		網紀調査小委員会
25	登録申請（1名）	19	登録申請（1名）
26	苦情対応委員会	20	九州大学司法研修講座
27	登録申請（1名）	22	業務研修会
28	組織改革対策室	25	LSとの協議会
29	登録申請（1名）		登録申請（1名）
30	年次制研修		懲戒意見検討小理事会準備会・注意勧告小理事会 Bチーム
			苦情対応委員会
[12月]	3 登録証交付式	26	登録申請（1名）
	4 変更の登録申請（1名）	27	公嘱協会との協議会
	5 理事会		登録申請（1名）
	正副会長会		網紀調査小委員会
11	福岡県警察との協議会	28	福岡家庭裁判所長ご挨拶
14	業務研修会		
16	県・支部連絡協議会		
	変更の登録申請（1名）	[3月]	4 総合研究所会議
17	相続登記促進対策室		福岡簡易裁判所との協議会
	登録証交付式		登録証交付式
19	九州大学司法研修講座		網紀調査小委員会
20	網紀調査小委員会	6	理事会
23	網紀調査小委員会		正副会長会
24	登録証交付式	7	特別講演会
	苦情対応委員会	10	網紀調査小委員会
26	組織改革対策室		全選挙区選考委員会
	九州大学司法研修講座	11	相続登記促進対策室
	網紀調査小委員会	13	登録申請（1名）
			変更の登録申請（1名）
令和7年		14	登録申請（2名）
[1月]	6 登録申請（1名）	18	臨時理事会
	9 理事会	22	業務研修会
	登録申請（1名）	26	県・支部連絡協議会
	正副会長会	27	福岡法務局長等ご挨拶
14	網紀調査小委員会		
15	青年会との協議会		
	LSとの協議会		
16	登録証交付式		